

修繕請負契約書（案）

1 件名	相模原市立東林ふれあいセンター照明LED化改修修繕			
2 履行場所	相模原市立東林ふれあいセンター（相模原市南区東林間1丁目22番17号）			
3 契約金額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める修繕料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	☐ 前金払（☐ 一括払☐ 分割払） ☐ 概算払（☐ 一括払☐ 分割払） ☒ 確定払（☒ 一括払☐ 分割払）			
	備考			
6 契約の保証	☐ 現金 ☐ 有価証券 ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除（第4条全文削除） （相模原市契約規則第34条第 号）			
7 契約不適合責任期間	引き渡した日から 1 年間			
8 違 約 金	受注者の責に帰すべき事由により履行遅滞となったときは、契約金額につき年3.0%の割合で計算した額の違約金を納付します。			

上記の修繕について、発注者と受注者は、次のとおり契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和8年 月 日

収 入
印 紙

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相 模 原 市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者
印